**南海トラフ地震対策（予防規程別冊）**

（目的）

第１条　この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（組織）

第２条　南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は次のとおりとし、その編成及び任務を別紙１、２のとおり指定する。

（１）地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。

（２）隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班、消火応急処置班を設置し、各々班長を置く。

（隊長等の権限及び任務）

第３条　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波情報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

（１）情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

（２）南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

（３）避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

（４）従業員を（　　　　　　　　　　　　　　　　）に集合させ避難させること。

（５）消火応急処置班に初期消火活動等、施設の緊急停止及び被害軽減措置等にあたらせること。

（６）前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき又は不在のとき、その職務を代理する。

（従業員の任務）

第４条　南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の任務）

第５条　情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

（１）隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

（２）隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

（３）あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

（避難誘導班の任務）

第６条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

（１）地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第○の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。

（２）隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

（３）避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

（４）顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（消火応急処置班の任務）

第７条　消火応急処置班は、次の活動を行うものとする。

（１）火災の発生又は隊長の指示に基づき、消火器等による消火活動、施設の緊急停止及

　　び被害軽減措置等を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。

（２）地震の発生又は隊長の指示に基づき、危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用

を停止すること。

（３）消防設備、非常電源設備等周辺機器の点検整備及び安全性の確保に努めること。

（その他不測の事態）

第８条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この対策どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの対策どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合）

第９条　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合）

第１０条　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合）

第１１条　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、地震防災隊は、隊長の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

（隊長等の業務）

第１２条　隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

（１）情報収集連絡班に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。

（２）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

（３）前号に掲げるほか、後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、建物内の状況等から防災に関する業務の終了が適当と判断したときは、地震防災隊へ防災に関する業務の終了を指示する。

（情報収集連絡班の業務）

第１３条　情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

（１）隊長の指示に基づき、ただちに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。

（２）隊長の指示に基づき、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、顧客、その他の従業員等に伝えること。

（３）あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（訓練）

第１４条　隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年１回以上行うものとする。

また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

（１）情報収集・伝達に関する訓練

（２）津波からの避難に関する訓練

（３）消火応急処置に関する訓練

（４）その他前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

第１５条　隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震及び津波に関する一般的な知識

（４）地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（５）地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に従業員等が果たすべき役割

（６）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（７）今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広報）

第１６条　隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容並びにこれに基づき取られる措置の内容

（２）地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（３）正確な情報入手

（４）防災関係機関が講ずる災害応急対策等

（５）避難対象地区、急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識

（６）避難場所及び避難経路に関する知識

（避難場所及び避難経路）

第１７条　津波警報が発令された場合における当該施設の避難場所は、

とする。

なお、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合は、当該建物の３階以上の階への避難を優先とする。

２　避難場所までの避難経路は、別図第○のとおりとする。ただし、当該避難経路が有効に避難できない状態にあるときは、別の避難経路を選定すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙１

**自衛消防隊組織表**

**（地震防災隊組織表）**

　　　（兼務）

　　　（兼務）

自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　自衛消防副隊長

地震防災隊長

○○　○○

地震防災副隊長

○○　○○

通報連絡班

　　　（兼務）

情報収集連絡班（班長　○○　○○）

○○　○○　　○○　○○

○○　○○　　○○　○○

避難誘導班

　　　（兼務）

避難誘導班（班長　○○　○○）

○○　○○　　○○　○○

○○　○○　　○○　○○

消火応急処置班

　　　　（兼務）

消火応急処置班（班長　○○　○○）

○○　○○　　○○　○○

○○　○○　　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２

**自衛消防隊活動要領**

**（地震防災隊活動要領）**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任務内容 |
| 自衛消防隊長 | 災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に努める。 |
| （地震防災隊長） | １　情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。２　南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。３　避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。４　従業員を○○（例えば「○号館前」など具体的に）集合させ避難させる。５　消火応急処置班に初期消火活動等、施設の緊急停止及び被害軽減措置等にあたらせること。６　前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。 |
| 自衛消防副隊長 | 隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。 |
| （地震防災副隊長） | 〃 |
| 通報連絡班 | 消防機関への通報、所内・所外関係への連絡、消防隊の誘導、情報提供 |
| （情報収集連絡班） | １　隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告する。２　隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝える。３　あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。 |
| 避難誘導班 | 顧客を敷地外へ誘導 |
| （避難誘導班） | １　地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第○の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を隊長へ報告する。２　隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導する。３　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。４　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告する。 |
| 消火応急処置班 | 初期消火、流出防止措置 |
| （消火応急処置班） | １　火災の発生又は隊長の指示に基づき、消火器等による消火活動、施設の緊急停止及び被害軽減措置等を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。２　地震の発生又は隊長の指示に基づき、危険物の取扱作業及び火気設備・器具の使用を停止すること。３　消防設備、非常電源設備等周辺機器の点検整備及び安全性の確保に努める。 |

別 図 第 ○　　　**避難誘導班配置図**

（敷地配置図又は建物平面図に避難誘導班の配置を明示すること）

別 図 第 ○　　　**避難経路図**

（避難場所までの避難経路図を貼付すること）